# 広告付き 「おくやみハンドブック」の導入

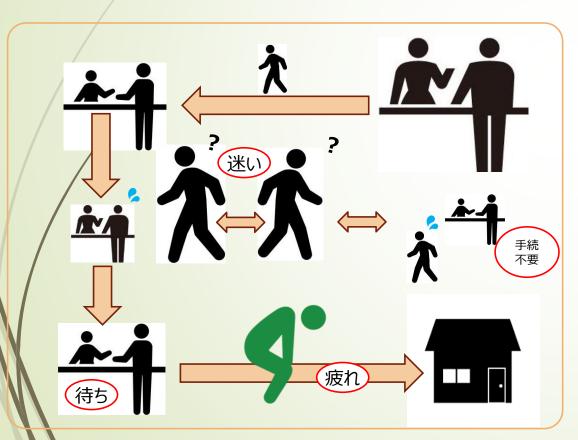
~ 市民サービス向上とコスト削減との両立~

市民生活部 戸籍住民窓口課

# はじめに 「おくやみコーナー」について

ご家族が亡くなられた後、市役所での手続きは亡くなった方によって手続きが異なり、窓口も多岐 にわたることから「どこで何をすればすればよいのか分からない」という声が多く、ご遺族にとっ て大きな負担となっていました。

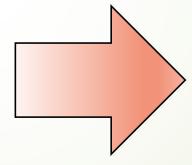
## 開設前



## 開設後

あらかじめ手続きの有無を確認し、書類等を準備することができるため、ご遺族が来庁された際には、 手続きの必要な部署のみを効率的に回ってもらうことができます。

窓口が変わるごとに、名前や生年月日、住所などの質問を繰り返し聞かれることがなりました。





- ・令和 3年2月から 試行的運用開始
- ・本年10月3日から 本格稼働開始

## おくやみハンドブックとは?

死亡後に必要な手続きや、手続き時にご持参いただくもの、おくやみコーナーの利用方法 等を一冊にまとめた冊子のことです。

導入前

## おくやみコーナーのご案内

ご家族がお亡くなりになった場合、市役所においても様々なお 手続きが必要になります。あらかじめ手続きが必要な部署を調べ、 行き先をご案内する「おくやみコーナー」をぜひご利用ください。

#### 【先ずは、お電話でご予約ください!】

0956-24-1111 (内線 2113・2114)

(予約受付は平日の 9時 00分 ~ 17時 00分です。)

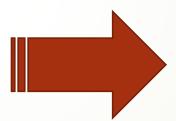
当日受付は、事前に必要な手続きをお調べすることができないため、届出先 のご案内ができません。コーナーの利用には3間庁日前までに予約申し込み ください。 例:予約日(木曜)→ 来庁日(翌週の火曜日以降)

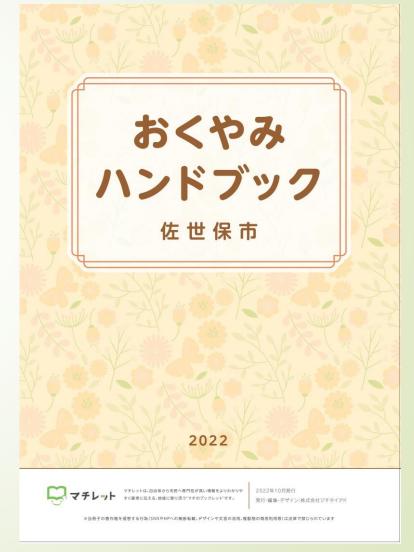
#### 予約後は「お持ちいただくもの」を確認ください。

 $(P4 \sim P5)$ 

- ・各支所・字久行政センターでは、予約なしで一部のお手続きができます。また、 お急ぎの場合は(おくやみコーナーを利用せず)各担当窓口に直接行ってお手続 きすることができます。
- ・当コーナーでは、あらかじめ必要な手続きをお調べし、効率的に届出するため のお手伝いを行います。よって、コーナーのみで手続きが終わるものではありま せん。皆様のご理解ご協力をお願いします。
- (注) 年金のお手続きに際しましては、「別冊」をご覧いただくとともに、下記 の点をご了承ください。

導入後





#### ご遺族の皆様へ

佐世保市役所:佐世保市八種町1番10号 書話番号:0958-24-1111(代表)

※申請内容により、必要な書類が異なりますので、詳しくは各担当課までお問い合わせください。

確認機	手續含名	対象となられる方	ご遺族の歯様のお手続きに必要なもの	窓口及びお問い合わせ先
済	死亡届	お亡くなりになられた方の頻族等	死亡量(死亡診新書に医師等の証明を受けたもの)	(市役所本庁舎1階) 戸籍住民窓口隷 /内線:2113~2114 または 各支所及び 亨久行政センター
	旅券(パスポート)の失効手続き	お亡くなりになられ た方(有効な旅券を お持ちの方のみ)の 親族等	のおこくなりになられた方の有効な旅券 ②死この事実が力がる器類(会辞制など) ③旅口に来られる方の本人種態器類(マイナンパーカード、運転免 許証等) ※にくなった方の旅券は「失效」しますので、旅券の返納を 受付けます。 希望される場合には、手続き後、旅券をお返しします。	《市役所本庁舎1階》 戸籍住民歌口駅 /内線:2168
	小・中学生の保 護者変更	新たに保護者となら れる方		(市役所本庁舎11階) 学校教育課 /内線:3136 まだは 各支所及び 字欠行政センター
	国民健康保険葬 祭費の手続き	死亡日に国民健康保 険に加入されていた 方の募祭を行った方 (社会保験等喪失後 3ヶ月以内の方を除 く)	①お亡くなりになられた方の国民健康保険被保険者証等 ②類祭娘行者名類の遺植 ②会発剤化化(作成されていない場合は不要) ④放口に来られる方の本人権認識類 ⑤幹祭教行者のマイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード 号)	《市役所本庁舎1階》 医療保険課 /内線:2133~2138
	後期高齢者医療 葬祭費の手続き	死亡日に後期高齢者 医療に加入されてい た方の葬祭を行った 方	①お亡くなりになられた方の後期高齢者医療核保険者証等 ②対察執行当名類の週帳 ③会辞御礼状(作成されていない場合は不要)	または各支所及び学久行政センター
	国民健康保険 税、後期高齢者 医療保険料、お よび介護保険料 の納付	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、および介護保険料を納付されている方	緑め漫ぎまたは未輸がある場合は、収納推進腺窓口へお問い合わせ ください。	《市役所本庁舎2階》 収納推進線 /内線:2235~2249 ※円5年1月末~円5年6月末 この間、本庁舎13階で業 務を行います。
	国民年金 未支給年金請求	お亡くなりになられ だ方が国民年金のみ の受給者で、三頼等 内親族の方 ※橋柄により優先順 位がありますのでお 尋ねください	①年金証書 ②お亡くなりになられた方と請求者の関係がわかる「戸籍選本」又 は「法定相続情報・覧図のコピー」 ②請求者のマイナンバーカード 会課求者を認め通帳 ⑤窓口に来られる万の本人確認書類 ※その他申問の居により必要となる書類がありますので、 お問い合わせてださい。	※間尾年金のみ (市役所本庁舎 閣) 医療保険課
	国民年金 死亡届	お亡くなりになられ た方の親族等	死亡診断書の写し等 ※マイナンバー等が日本年金機構に登録済みの方は原則不要です。	▽内線: 2122~2124 ※厚生年金等の受給者の方 ねんきんダイヤル /電話: 0570~05-1165
	国民年金死亡一時金	お亡くなりになられ た方が年金末受付付限 、生命国年末時付に限 る)で、世紀である。 、生命国年 、大の田 、大の田 、大の田 、大の田 、大の田 、大の田 、大の田 、大の田	①年金手帳 ②お亡くなりになられた方と請求者の関係がわかる「戸籍謄本」又 は「法定相談博録ー製図のコピー」 ②請求者のマイナンパーカード ④請求者名輪の選帳 ※おる方の本人確額需領 ※その他申請内容により必要となる番類がありますので、 お問い合わせください。	/ 電話: 0570-05-1165 在世保护会事務所 / 電話: 34-1189 住所: 補材町2番37号)
	児童手当	①支給対象となる児 重を今後盤育する父 または母 ②父母がいない場合 は、今後児童を養育 し生計を維持する方	今後の手当の受給に関しては、申請内容により、必要な書類が異なりますので、子ども支援原までお問い合わせください。	(すこやかブラザ4階) 子ども支援課 /内線:5439〜5441 または 色支所及び 宇久行政センター



#### 死亡に関する手続き一覧・チェックリスト

#### 市役所(すこやかプラザ・水道局含む)での手続き

◎年金手続きについては、年金の種別によって年金事務所でのお手続きとなる場合があります。 詳しくは下記及びP19~P20をご覧ください。

確認欄	手続き名	対象となられる方	ご遺族の皆様のお手続きに必要なもの	窓口及び お問い合わせ先
	死亡届	お亡くなりになられた 方の親族等	死亡届 (死亡診断書に医師等の証明を受けたもの)	(市役所本庁舎1階) 戸籍住民窓口課/ 内線:2113~2114 または 各支所及び 宇久行政センター
	旅券(パスポート) の失効手続き	お亡くなりになられた 方(有効な旅券をお持 ちの方のみ)の親族等	() む亡くなりになられた方の有効な原発 (2 死亡の事実がわかる番類(会野部礼など) (2 死亡の事実がわかる番類(会野部礼など) (3 死亡に来られる方の本人難認書類(マイナンバーカード、 連転免許証等) 忙くなった方の原券は「失効」しますので、旅券の返納 を受付けます。 希望される場合には、手続き後、旅券をお返しします。	《市役所本庁舎1階》 戸籍住民窓口課/ 内線:2168
	小·中学生の 保護者変更	新たに保護者と なられる方	ED鑑	《市役所本庁舎11階》 学校教育課/ 内線:3136 または 各支所及び 宇久行政センター
	国民健康保険 葬祭費の手続き	死亡日に国民健康保険に加入されていた方の 葬祭を行った方(社会 保険等喪失後3ヶ月以 内の方を除く)	① お亡くなりになられた方の国民健康保険被保険者証等 ② 駒祭執行者名歳の通帳 ③ 会兵智尚北代 作成されていない場合は不要) ④ 窓口に来られる方の本人種認書類 ③ 駒祭執行者のマイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード等)	(市役所本庁舎1階) 医療保険課/ 内線:2133~2138 または 各支所及び 宇久行致センター
	後期高齢者医療	死亡日に後期高齢者医療に加入されていた方の葬祭を行った方	① お亡くなりになられた方の後期高齢者医療被保険者証等 ② 野祭執行者名義の通帳 ③ 会葬御礼状 (作成されていない場合は不要)	
	国民年金未支給年金請求	お亡くなりになられた 方が国民年金のみの 受給者で、三親等内親 族の方 **続柄により優先順位 がありますのでお尋 ねください。	①年金証書 ②お亡くなりになられた方と請求者の関係がわかる 「戸籍謄本!又は「法定相談情報一覧図のコピー」 ③請求者のマイナンパーカード ④請求者名義の適帳 ⑥窓口に来られる方の本人確認書類 ※その他申請内容により必要となる書類がありますので、 お問い合わせください。	※国民年金のみ (市役所本庁舎1階) 医療保険課/ 内線:2122~2124 ※厚生年金等の受給者 ねんきんダイヤル/ 電話:0570-05-1165 仕世保年金事務所/ 電話:34-1188 (住所-稲荷町2番37号)
	国民年金死亡届	お亡くなりになられた 方の親族等	死亡診断書の写し等 ※マイナンバー等が日本年金機構に登録済みの方は原則 不要です。	
	国民年金死亡一時金	お亡くなりになられた 方が年金未受給者 ※住前国年納付月36月 以上の方に限る)で、 配偶者子、父母等 ※続柄により優先順位が あります。また、上記以 分の結構の方はおたす ねください。	①年金手帳 ② お亡くなりになられた方と請求者の関係がわかる 「戸籍謄本」又は「法定相談情報―覧図のコピー」 ③請求者のマイナンバーカード ④請求者の必が、一方のでは、「一方のでは、」」 「一方のでは、「一方のでは、「一方のでは、「一方のでは、「一方のでは、「一方のでは、「一方のでは、「一方のでは、」」 「一方のでは、」」 「一方のでは、「一方のでは、「一方のでは、」」 「一方のでは、「一方のでは、「一方のでは、」」 「一方のでは、「一方のでは、」」」 「一方のでは、「一方のでは、」」」 「一方のでは、「一方のでは、」」」 「「一方のでは、」」」 「「一方のでは、」」 「「一方のでは、」」 「「一方のでは、」」 「「一方のでは、」」 「「一方のでは、」」 「「一方のでは、」」」 「「一方のでは、」」 「「一方のでは、」」」 「「一方のでは、」」 「「	
	児童手当	①支給対象となる児童 を今後養育する父 または母 ②父母がいない場合は、 今後児童を養育し 生計を維持する方	今後の手当の受給に関しては、申請内容により、 必要な書類が異なりますので、子ども支援課まで お問い合わせください。	(すこやかプラザ4階) 子ども支援課/ 内線:5439~5441 または 各支所及び 宇久行政センター

## 第4回SWITCHプロジェクト(業務改善部門)イチ押し改善事例

## No.14 市民生活部

(戸籍住民窓口課 戸籍係)

取組事例

## 広告付き「おくやみハンドブック」の導入

改善の視点



業務効率化

業務の成果向上

経費の節減・ 収入の増加

事務ミス防止

ワークライフ バランス

その他

できることから「741千円以上」としたもの。

金庁共有できる改善

新しい生活 様式改善 他課をマネ した改善 DX推進の 取組

問題点・困っていた点	改善した内容	改善効果		
おくやみコーナーについては、令和3年2月から試行運用をしているが、遺族に配付する「おくやみハンドブック」は、自作のものを自ら印刷していたことから、見やすさ・分かりやすさと言う点において、見劣りするものであった。	令和4年10月3日からの本格稼働に合わせ、広告付きの「おくやみハンドブック」を導入することとした。	広告付きとすることで、制作料・印刷料を掛けずに「モノクロ→フルカラー」「コピー紙→マットコート紙70kg」となり、懸案であった見やすさ・分かりやすさを大幅に改善することができた。また、導入後は印刷に要する時間も無くなるため、業務の効率化にも繋げることができた。(寄贈部数:3,900部)  <削減費用>741,000円以上/年  市の事例(20面カラー刷)では@190円であり、本市が28面(うち広告5面)であることから、単価に部数を乗じて算出した額に加え、コピー紙やトナーも削減		

## 部局長コメント

市民への「おくやみハンドブック」は情報量も多いため、分かりやすく色刷にする必要があったが、寄贈という形で業者による広告付のものを納品してもらうことで、作成時間や費用が削減でき、市民・職員ともにメリットが大きなものとなった。

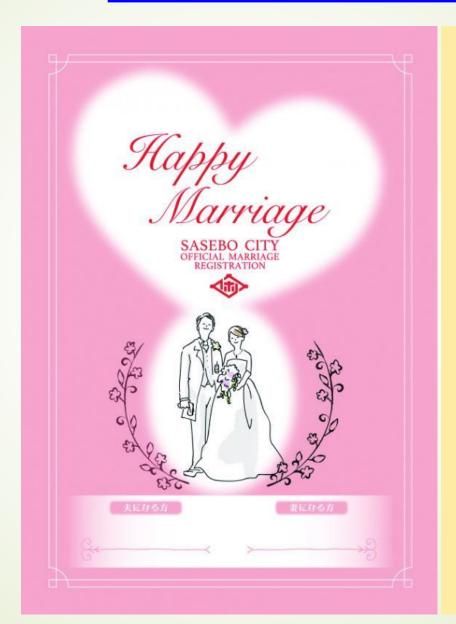
# 本課での導入事例

広告付「オリジナル婚姻届」

R3.4月導入

広告付 「オリジナル出生届」

R3.4月導入



# **Birth Report**



# 本課での導入事例

• 広告付き「窓口用封筒」

H7年度導入

広告付き「番号案内表示機」

H29.3月導入



#### 書類を入れてお持ち帰りください 窓□用封筒

窓口名	電話番号
佐世保市役所	0956-24-1111 (rta)
相 滞 支 所	0956-47-2101
早 岐 支 所	0956-38-2121
日 宇 支 所	0956-31-6944
大 爹 支 所	0956-49-4301
中里智潮支所	0956-49-2114
柚 木 支 所	0956-46-1111
黑島支所	0956-56-2001
三川内支所	0956-30-8111
針 尾 支 所	0956-58-3001
江 上 支 所	0956-58-2001
宮 支 所	0956-59-2001
吉井支所	0956-64-3111
世知原支所	0956-76-2211
小 佐 支 所	0956-41-3111
江 迎 支 所	0956-66-2111
農 町 支 所	0956-77-5111
学久行政センター	0959-57-3111

# 市役所でパスポートの申請・交付を行っています。

◎申請できる方 佐世保市に住民票があ ましくけ、屋前(通勤・)

◎申請に必要な書類 一般旅券発給申請書(5年、10年)、戸籍謄(抄)本、写真(規格にあったもの)、本人確認書類、前回取得したバスボート、

※取扱いは本庁のみとなります。詳しくは、 佐世保市役所 戸籍住民窓口漢まで お問い合わせください。



佐世保市役所 TBL(0956)24-1111(代表)

## 相続·遺言·成年後見·登記



型造業量由中勝芳事務所

**100.0120-25-5748 200956-25-5738** 

〒857-0041 佐世保市木場田町1番1号 松永ビル1階





# 他自治体での「広告付き冊子」導入事例

- ・子育て支援
- ・空き家対策
- ・高齢者支援
- 終活支援(エンディングノートを含む)
- ・介護支援(介護保険を含む)
- ・水道
- ・定住促進
- ・その他

# 寄贈を受けるまでの事務フロー

納税状況

の確認

広告内容の確認 佐世保市広告掲載基準佐世保市広告事業実施要綱



寄贈主と広告主の双方から提出される課税証明書を確認

原稿提出 文字校正

協定書締結

協定書締結 万針決裁 起案



寄 贈

(納品)

# ご清聴、ありがとうございました。

市民生活部 戸籍住民窓口課